

日本における離別後の親権と共同養育における課題についての一考察

山西裕美

要 約

今日、日本でも、離別後の子どもの親権や面会交流をめぐる家事事件が増加しており、審理期間も長期化している。中には、これまでの「子どもの監護の継続性・安定性」を重視してきた従来の判決と異なり、司法判断が大変注目された裁判事例も起こった。

未成年子がいる夫婦が離婚する際の離別後の親権について、日本では民法第819条において、協議離婚の場合も、裁判所での離婚の際でもいずれの場合でも単独親権制である。しかし、グローバル化に伴う国内外での国際結婚による離婚の増加により、日本も「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（「ハーグ条約」）に加盟し、2014（平成26）年4月1日より発効するようになってからは、国内的には単独親権制、国外に対しては必要に応じて共同親権制としての対応と、離別後の親権という問題に対して、対象によって国内での二つの異なるルールでの対応、すなわち“ダブル・スタンダード”が起こっている。

この“ダブル・スタンダード”の背景には、日本も批准している国連の「児童の権利に関する条約」（「子どもの権利条約」）における「子どもの最善の利益」の視点から親子分離禁止の原則や両親の共同養育責任等の規定がある。親子が別居した場合にも恒常的な面会交流等を通じての両親による共同養育に対して締結国が最善の努力を払うことが求められている。これに従い、日本でも2011（平成23）年「民法の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）により民法766条が改正され2012（平成24）年4月1日から施行されるようになり、両親の離別後の子どもの監護について必要なことを決める際には、「子の利益」を最も優先して考慮しなければならない旨が改めて明記された。

しかし、「子の利益」の判断基準をどこに置けばいいのか判断は難しく、さらに日本の国内外で考え方も異なっている。従来、日本では子どもの利益として「監護の継続性・安定性」が重要と考えられてきたが、共同親権制の国々には「面会交流寛容性の原則」（フレンドリーペアレントルール）がある。結果として、日本国内において二重のダブル・スタンダードが存在する。しかしながら、スウェーデンやフィンランドなど、未成年子のいる離別夫婦に対して原則として共同養育、共同親権が適用されるケアの「脱家族化」の進んだ社会民主主義の福祉国家と、性別役割分業型家族によるケアが基盤である家族主義福祉国家の日本とは異

なる社会構造の中で暮らしている。そのため、離別後の共同親権、共同養育の課題と可能性について検討するには、対国外や対国内いずれに対しても当事者親子が法規範や専門家の考え方に戸惑は無く済むよう、離別後の親と子どもが置かれている社会構造の違いについて考慮する必要があると思われる。

1. はじめに

今日、離別後の子どもの親権や面会交流をめぐる家事事件が増加している。2016年10月、東京家裁は別居中の母親に月一回の当時7歳の娘との面会交流の約束を守らない父親に対し「一回の面会拒否で100万円」の支払いを命じる判決を出した。高裁では、30万円に減額されたが、離別後も子どもが両親と交流を持つことが重視された判決として注目された。また、同年3月には、千葉家裁が子どもの親権を巡って、別れた相手と子どもとの面会をより積極的に認める親の方が親権を持るという判決を出し波紋を広げた。この件は翌年に東京高裁にて、年間100日の面会交流は子どもの日常生活への支障や身体への負担が生じる可能性があるとして、千葉家裁の判決は変更となった。しかし、いずれも離別後の子どもと親との交流が論点の一つとなり注目された裁判となった。

少子化による子ども数の減少に伴い、日本でも親権を行わなければならない子、すなわち未成年の子どものいる離婚件数は減少しているが、親が離婚した未成年子の割合は著しく増加している〔厚生労働省、2017〕。両親の離婚に伴い、未成年子の離別後の親権については、養育費や親権を巡って家庭裁判所で調停や審判の件数が増えているだけでなく長期化している¹⁾〔裁判所、2017〕。

未成年子がいる夫婦が離婚する際の離別後の親権について、日本では民法第819条において「1 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない」「2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める」として、協議離婚の場合も、裁判所での離婚の際でもいずれの場合でも単独親権制である。戦前は家制度下に離別後は父親の単独親権であったが、戦後の新民法下でも暫くの間は、子どもは家の後継者として、また女性が子どもを育てていくことが容易ではなかったこともあり、父親が親権者となっていた。しかし、核家族化に伴う性別役割分業にともない育児は「母親優先原則」が、またその後も「主たる監護者」である母親が親権を取ることが多く、現在母親が親権者である割合が8割以上となっている〔榊原富士子・池田清貴、2017〕。

しかし、グローバル化による国内外での国際結婚による国際離婚の増加により、日本としても離別後も共同親権制度をもつ国々との国際関係上の課題や、個々の国際離婚のケースにおいても当事者間

1) 家庭裁判所における子の監護事件の新受件数は、調停・審判併せて平成19年の27,397件から平成28年44,157件と1.5倍以上に増えている。養育費、面接交流、子の監護者の指定及び子の引き渡しの各事件の新受件数が大幅な増加傾向である。この10年間の審判や調停による平均審理期間も長期化傾向を示していることが報告されている。(注) 平均審理件数は審判・調停の両手続きを経た事件はこれらを通じて1件としての数値であるが、新受件数は係属毎に別個に見た数値である。

において国内外で制度が異なるため、様々な混乱が生じてきている。特に、日本が「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下「ハーグ条約」）に加盟し、2014（平成26）年4月1日よりこの条約が発効するようになって以来、日本国外での離婚に対しては、その国が離別後も共同親権の場合、日本も加盟国である相手国からの要求に応じて共同親権の対応が求められるようになった。国内的には単独親権制、国外に対しては必要に応じて共同親権制としての対応と、離別後の親権という問題に対して、対象によって国内での二つの異なるルールでの対応、すなわち“ダブル・スタンダード”が起こっている。

この“ダブル・スタンダード”をもたらししている背景には、国境を越えた人々の移動の活発化などグローバル化の影響に加え、日本の民法の独自性がある。離別後の共同養育や共同親権への世界的趨勢の背景には、日本も批准している国連の「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」）での親子分離禁止の原則や両親の共同養育責任等の規定がある。「子どもの権利条約」下では、親子が別居した場合にも恒常的な面会交流等を通じての両親による共同養育について締結国が最善の努力を払うことが求められている。

そのため、日本でも2011（平成23）年「民法の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）により民法766条が改正され2012（平成24）年4月1日から施行されるようになり、子どもの監護について必要なことを決める際には、「子の利益」を最も優先して考慮しなければならない旨が明記された。

確かに、日本の子どもの貧困率の中でも、ひとり親家庭の貧困率は50.8%と、まだ過半数を超えている〔厚生労働省、2017〕。このように、ひとり親家庭の子どもの貧困の背景には、母親の低い収入によることも考えられており、養育費の問題が影響を与えていることが示唆されている〔厚生労働省、2015〕。

しかし、筆者のこれまでのひとり親家庭対象に行ってきた量的質的調査結果などからの研究を通じて得てきた知見からは、離婚は双方の不和、DVや経済問題などが原因であることが多く、離別後に円滑に両親の間を子どもが行き交うことや、継続的養育費のやり取りが行われることが難しいと思われる要因も多い。離別後の共同養育で必要とされるように、離別後も子どものためにともに協力し合っていくことは、現実的に可能とは思いたい点がある〔山西裕美、伊藤良高、出川聖尚子、2012〕〔山西裕美、伊藤良高、出川聖尚子、2013〕。

さらに、スウェーデンなど離別後の共同親権、共同養育がすでに選択肢としてあって、未成年の子どものいる離別夫婦に対して共同養育、共同親権が適用される社会民主主義の福祉国家と、性別役割分業型家族を標準として子どものケアを主に母親が担う家族主義型福祉国家の日本は、異なる社会構造の中で暮らしている。離別後の親と子どもが置かれている社会環境の違いについて考慮する必要があると思われる。

以上の点から、本稿では、日本における離別後の親権と共同養育についてその課題を明らかにすることが目的となる。そのため、日本でも子どもの最善の視点や共同養育に向けて改革が進められつつあるその背景にある国際法や日本での実施の状況について概説した後、日本の離別後の親権制度と2011（平成23）年の民法改正の内容について整理し、次いで共同養育を検討する上で日本での民法改

正後に判決が出された離別後の子の監護に関する裁判事例を紹介し、離別後の共同養育に関する民法改正後およびハーグ条約加盟後の日本での司法判断と課題について確認する。最後に、日本と同様に家族主義福祉国家であるが、日本より先に離別後も積極的に共同親権制度が取り入れられている韓国と台湾での調査結果からうかがえた課題を参考に、日本での離別後の共同親権、共同養育の課題について検討する。

2. 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)加盟と現状について

グローバルな人口移動による国際結婚および離婚の増加に伴い増えている子どもの連れ去りや監護権をめぐる争いへの対応のため、国際私法の統一を目指すハーグ国際私法会議(HCCH オランダ・1893年設立)は、1976(昭和51)年、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(1980年10月25日作成、ハーグ条約²⁾)を作成した。2017(平成29)年10月現在で世界98カ国が締結している³⁾。

日本では第183回通常国会において2013年5月22日にハーグ条約の締結が承認され、2013年6月に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」(平成二十五年六月十九日法律第四十八号)が成立、条約および実施法の承認・成立を受けて、2014(平成26)年1月24日、日本は、条約への署名、締結、公布にかかる閣議決定を行うとともに、条約に署名を行った上で、オランダ外務省に受諾書を寄託し2014(平成26)年4月1日に発行した⁴⁾。

ハーグ条約における子の返還手続きは、中央当局である外務大臣への援助申請と、裁判所への子の返還あるいは面会交流の申し立てである。16歳未満の子どもの監護権を持つ親が、子どもが元居住していた国から、その国の中央当局に子どもの所在の特定や任意の返還促進など、返還手続きに関する援助の申請をする。連れ去られた子どもが現に所在する国の中央当局は提出された申請書類を審査し、子どもの所在を特定し、連れ去った親と当事者間での協議など裁判外紛争解決手続き(ADR)を通じた任意の返還を促し、問題の解決をはかる。子どもの返還可否については裁判所による判断が行われるが、連れ去った親が任意での返還に応じない場合には、連れ去られた親が連れ去った親がいる国の裁判所に子どもの返還について裁判を起す事ができる。裁判所では子の安全な返還へと手続きを進めるが、裁判所は原則として連れ去った親に対して、子どもが元居住していた国への返還命令を

2) なお、ハーグ条約とは、HCCHで作成された国際私法条約の総称のこと。『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約』のみを指すわけではないが、本文中でのハーグ条約は『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約』を指すことにする。

3) 2017年10月現在の加盟国は、アジアでは、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国(香港、マカオのみ)、日本、パキスタン(日本とは未発効)、フィリピンの8ヶ国が、北米ではアメリカとカナダの2ヶ国が、中南米ではアルゼンチン、ウルグアイ、エクアドルなど23ヶ国が、欧州ではアイスランド、アイルランドなど48ヶ国が、中東ではイスラエル、イラク、トルコの3ヶ国が、アフリカではガボン、ギニアなど11ヶ国が、大洋州ではオーストラリア、ニュージーランド、フィジーの3ヶ国の計98ヶ国である。

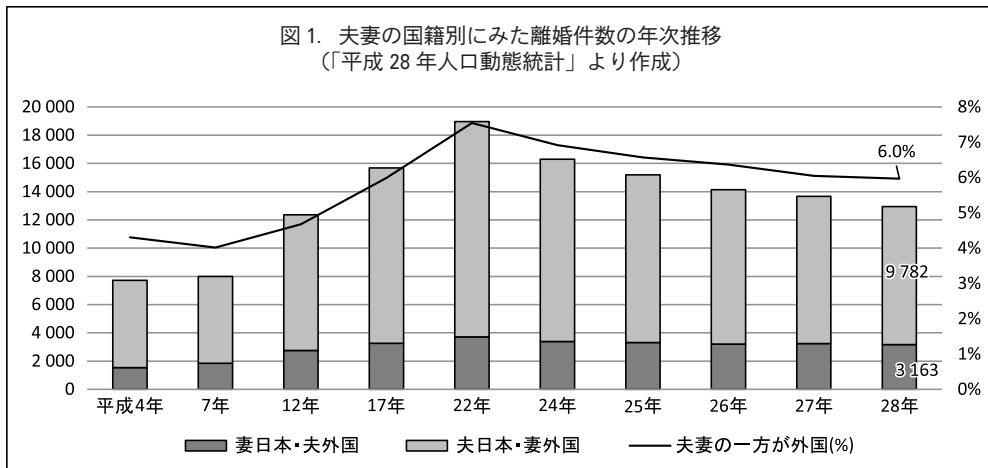
4) 外務省HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page_22_000843.html より。

発することになる⁵⁾。なお、申し立ては東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所に対してである。

日本で発生した国際結婚の件数は、平成 18 年まで増加傾向にあったが、その後は減少に転じ、2015（平成 27）年は 2 万 976 件で、前年より 154 件減少している〔厚生労働省、2017〕。2013（平成 25）年より日本での離婚総数が減少している中で、夫妻の一方が外国人の占める割合はむしろ高止まりしている。日本国内での国際結婚自体が減少傾向である一方、国際離婚の占める割合は増加しているといえる（図 1）。このように日本国内においても国際離婚が増える中で、外国人の夫や妻にとって未成年子がいる場合の国際離婚では、日本国内と出身国での離別後の親権制度におけるダブル・スタンダードが混乱を招きやすいと思われる。

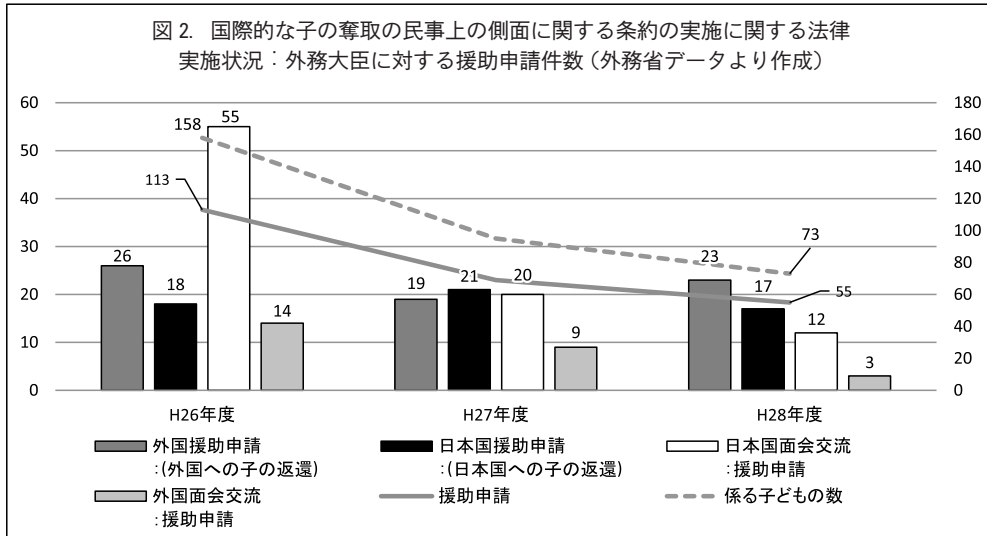
さらに、ハーグ条約は必ずしも国際結婚のみが対象になるわけではない。日本人同士の場合でも、国外の離婚で国境を越えて子どもが連れ去られる場合、連れ去られた元の国と連れ去られた先の国が条約に加盟している場合に適用される。そのため、日本人同士の離婚の場合は、国内の単独親権制度と異なる外国での共同親権制度のルールに馴染みが薄く、連れ去りも発生しやすい可能性がある。

ハーグ条約が日本において発効した 2014（平成 26）年度からの過去 3 年間の実施状況を見ると、実施初年度は外務大臣への子の返還および面会交流の援助申請件数総数は 113 件で、その申請の内訳では日本国内に所在する子との面会交流の申請が 55 件⁶⁾（父親からが 53 件、母親からが 2 件）、この



5) 日本におけるハーグ条約の実施法 28 条に基づき、子どもの返還の要請を受けた裁判所は次の①から⑥の返還拒否事由のいずれかがある場合、この返還を認めない場合がある。①連れ去りの時又は留置の開始の時から 1 年を経過した後に裁判所に申し立てがされ、子が新たな環境に適應している場合 ②申立人が連れ去りの時又は留置の開始の時に現実に監護の権利を行使していなかった場合 ③申立人が連れ去りの前又は留置の開始の前に同意し、又は連れ去りの後又は留置の開始の後に承諾した場合 ④常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすこと、その他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険がある場合 ⑤子の年齢及び発達程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいる場合 ⑥常居所地国に子を返還することが日本国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない場合。

6) 申請のあった国の内訳は、アメリカ 33 件と 6 割を占め、それ以外では、イギリス 5、オーストラリア 4、フランス 3、カナダ 2、ニュージーランド 2、シンガポール 1、スペイン 1、コスタリカ 1、ドイツ 1、その他 2 件であった。



面会交流の申請に係る子どもの数は78人と多かった。その後はどの申請内訳も件数および係る子どもの数も減少傾向である。

この3年間の裁判所への子の返還申し立て件数は、2014（平成26）年16件、2015（平成27）年21件、2016（平成28）年19件とむしろ件数が若干増加傾向である。援助申請件数は全体的には減少傾向であるが、依然として多くの子どもたちが巻き込まれていることや、裁判所への申し立て件数が増加傾向であることは、むしろ深刻なケースが増えていることを示しており、子どもたちが不安な日々を送っていることに変わりはない。両親双方の国のルールが異なることから、離婚だけでも子どもにとっては環境の変化が大きくストレスが強いものだと懸念されるが、さらに両親間の争いに巻き込まれることを考えても、離別後の親との関係に対し、子どもにとっての最善とは何なのか慎重な判断が求められている。

3. 日本の離別後の子どもの監護事件数の推移と民法の改正について

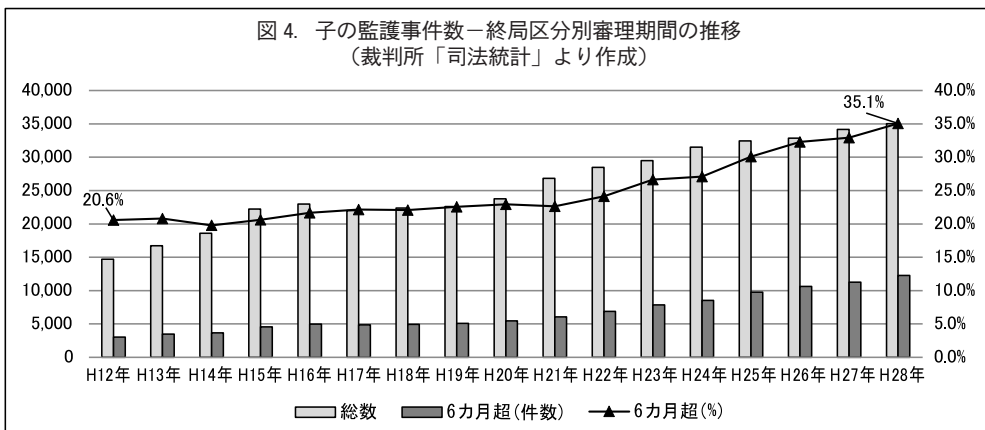
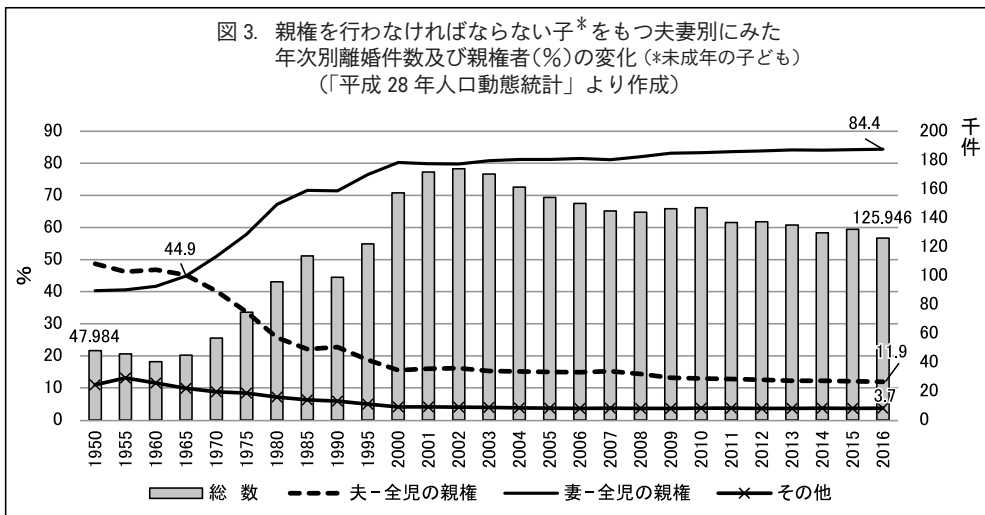
日本における離婚件数は2002（平成14）年に最多である28万9,836件であったが、2003（平成15）年以降は減少傾向となり、2016（平成28）年の離婚件数は21万6,798件であった。その内、未成年の子どもがいる離婚は12万5,941件（全体の58.1%）と過半数を占め、親が離婚した未成年の子ども数は21万8,454人であった〔厚生労働省、平成28年人口動態統計〕。

また、親権を行うもの別の離婚件数の年次推移は、2015（平成27）年は「妻が全児の親権を行う」が10万6,314件（未成年子のいる離婚件数の84.4%）、「夫が全児の親権を行う」が1万5,033件（同11.9%）、「その他（夫妻が分け合って親権を行う）」4,599件（同3.7%）であった。離別後の親権については、1960年代半ばに、「妻が全児の親権を行う」と「夫が全児の親権を行う」が入れ替わって、

今日では「妻が全児の親権を行う」が8割以上となっている（図3）。

明治民法では、親権は未成年でも成人になっても原則父親が持ち、母親が親権を持つことは父が死亡するなどの稀な場合であった。離婚後も母親は監護者にはなりえても、父親による単独親権制であった（明治民法 812 条）。第二次世界大戦後、個人の尊厳と両性の本質的平等（憲法 24 条、民法 2 条）が民法の基本原則となり、家制度が廃止され、1947（昭和 22）年に親権をめぐる大きく転換した。親権の位置づけは「子どものための親権」となり、婚姻中は父母が共同して行うとの原則が採用された。

しかし、実際には 60 年代までは、子どもを家の跡継ぎとする家制度的な意識も残存しており、また離婚後に母親が子どもを抱えて働くことや再婚することは難しかった当時の状況もある。父親が親権を主張する場合は、調停を成立させるためには母親が監護者にとということも一般的にみられることだった〔榊原富士子・池田清貴、2017〕。しかし、その後の核家族化と性別役割分業の浸透に伴い、子育ては母親の仕事となり、また乳幼児への母親の愛情と世話が重要という愛着理論による「三歳児

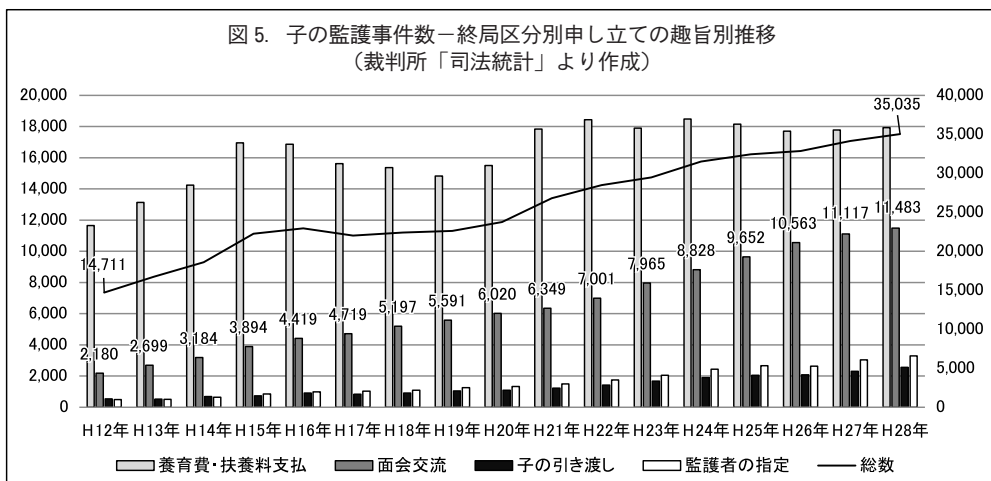


神話」などの影響で「母性優先原則」が定着し、母親が親権者になる割合が増えていった。

その後、アメリカでは母性優先の原則はアメリカ合衆国憲法の平等保護条項違反であるとの判決が現れるようになり、「子の最善の利益」基準が採用されるようになった。日本でも1980年代頃より、父親側に祖母や父親の姉妹など、監護の補助者がいる場合は考慮されるようになった。しかし、今なお共働きでも子どもが生まれてからの「主たる監護者」が母親であることが多いことから、母親が親権者になる場合が8割以上を占めている。

現在も未成年子を持つ離婚の場合、母親が8割以上全児の親権を持つ一方で、近年子どもの監護事件数が増えており、かつ審理期間が6カ月を超える件数割合が増加し長期化している(図4)。子どもの監護事件とは、「子の監護に関する処分」(民法766条)には 1) 監護者の指定、2) 養育費、3) 面会交流、4) 子の引き渡し の計4つの請求事件がある。日本社会全体での少子化で子ども数の減少にも関わらず、子どもの監護に関する事件の総数は増えてきている。一番件数が多いのは養育費や扶養料の支払い事件であるが、近年急速に数が増えてきているのが面会交流に関する事件である(図5)。

増えてきている背景としては以下の六点が指摘されている。まず第一に、少子化などの人口構造の変化である。少子化を背景に、既に父母自身が一人っ子同士であるなども起こっており、離婚の際に父母間だけでなく、子どもの父母双方の祖父母が孫を奪い合うことになりやすくなっている。第二に、祖父母世代が経済力も体力も現役で、孫を育てることが十分可能な上に、孫が自分たちの生きがいの対象になる。監護事件の当事者でなくても、調停や裁判に関わってくることにより争いが激化しやすい。第三に、父親の意識の変化である。父親の育児参加も少しずつ増える中、父親がこれまでよりも子どもを生きがいとするようになってきている。第四に、裁判や調停の変化である。これまでの三歳児神話など愛着理論と異なり、今日の裁判では極端な「母性優先原則」は少なくなった。そのため、親権の獲得など、父親も主張するようになったことがある。五点目に、家事事件手続法の成立とネットによる情報の普及である。2013(平成25)年にそれまでの家事審判法(昭和22年12月6日法律第152号)に代わって家事事件手続法(平成23年5月25日法律第52号)が施行され、調停や審判の手



続きや流れが分かりやすくなったことに加え、家裁のホームページ情報も詳しくなり、情報が充実しアクセスがしやすくなり、申し立てに必要な書式がネットで手に入るようになった。手続きが容易になり、申し立てが増えたこと。第六に、当事者を支援するシステムの弱さである。争いが増えているが、早期の段階で迅速に父母が話し合っていくための制度や支援が整っていないため、家裁に持ち込まれる段階では、すでに父母の関係を調整するのが困難になりやすいことである。少子高齢化の人口構造を始め、司法側の対応の変化や親の意識の変化など、様々な社会構造の変化から、子どもの監護事件をめぐる争いが激しくなっていることが示されている [榊原富士子・池田清貴、2017]。

しかし、子どもの監護は子どもの視点からなされるべきであり、子どもの利益が一番に優先されるべきである。2011（平成 23）年、民法の一部を改正する法律が成立したが、この改正に大きな影響力を与えたのは、「児童の権利に関する条約」（以下、子どもの権利条約）である。この条約は、1989（平成元）年に国連で採択され、1994（平成 6）年に日本で発効した。

子どもの権利条約

- 7 条 1 項 児童は（中略）できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 9 条 3 項 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 12 条 1 項 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する（以下略）。
- 18 条 1 項 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法廷保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事になるものとする。
- 18 条 2 項 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法廷保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

この条約では、子どもは父母に養育される権利を有し、養育の一次的な責任は父母に共同にあり、国は父母の養育責任遂行のための援助をすとしてしている。また、第 12 条第 1 項では、子どもの意見表明権に言及し、子どもを権利主体として位置づけをしていることが特長である。

2011（平成 23）年の「民法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 61 号）では、この子どもの権利条約を受けて、親権に関する諸規定に「子の利益」の観点が明確化された。第一に、第 820 条親権の定義に「子の利益のため」の権利であり、義務であると明示され、第 822 条の懲戒権についても「必要な範囲内で」が「第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で」に変わり、懲戒場に関する記述が削除された。

さらに、第 766 条離婚の際の子の監護に必要なことに関し、「父又は母と子との面会及びその他の交流」及び「子の監護に要する費用の分担」が明示されることになったことに加え、子の監護につい

て必要な事項を定めるに当たって「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と子どもの権利条約における「児童の最善の利益」が取り入れられた。

なお、2011（平成 23）年の民法改正では、親権の定義や面会交流等の明記などの変更だけでなく、以前からあった親権喪失の手続き（民法 834 条）に加え、親権停止制度（民法 834 条の 2）を新設したことが大きな改正点となっている。

【2011（平成 23）年民法改正での親権についての諸規定の変更点】

旧

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第 766 条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他の監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

（監護及び教育の権利義務）

第 820 条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第 822 条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

新

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第 766 条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父また母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

（監護及び教育の権利義務）

第 820 条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第 822 条 親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

注) 傍線は筆者による

表 1 離婚届けの協議のチェック欄 (H24 年 4 月 1 日)

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。	
（面会交流）	
<input type="checkbox"/> 取決めをしている。	未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
<input type="checkbox"/> まだ決めていない。	
（養育費の分担）	
<input type="checkbox"/> 取決めをしている。	
<input type="checkbox"/> まだ決めていない。	

このように、2011（平成23）年の民法改正における離別後の親権についての主な改正ポイントは次の二点である。第一に、面会交流及び養育費の分担の明文化である。これまでの面会交流や養育費の分担は、旧民法第766条第1項における「監護について必要な事項」に含まれると考えられてきたが、明文化されていなかったため、実際には明確に決められていなかったことがよくあった。そのため、今回の改正に基づき、2012（平成24）年4月1日より、協議離婚届けに養育費や面会交流についての協議のチェック欄が設けられ、両親への確認や周知等が図られている（表1）。第二点目は、子の利益の考慮の明文化である。本来子の監護について必要なことは子どもの利益の観点から決めるべきである。しかし、実際には、子どもの両親にとって、互いの利害が優先するなか、必ずしも子どもの利益に基づく協議にはならないこともよくある。「子どもの利益を最も優先して考慮しなければならない」ことは、離婚をめぐる調停や審判で通底した理念であるだけでなく、離婚の協議の際に子どもの監護を決める際から基準となることが明記された。

では、このような離別後の両親による共同養育の必要性と子どもの利益の考慮に関する民法改正内容がその後の裁判においてどのように反映されているだろうか。主たる争点が離別後の子の親権をめぐる離婚請求訴訟の裁判例を通じて、日本での司法判断の現状を確認したい。

【離婚等請求事件】平成28年3月29日/千葉家庭裁判所松戸支部判決/平成24年（家ホ）19号

*未成年者の親権者を、約5年10カ月間未成年者を監護してきた母親ではなく、年間100日に及ぶ面会交流の計画を提案した父と定めた上で、離婚請求を認容した事例 [判例時報社、2016]。

概要：母と父は婚姻して長女をもうけたが、夫婦仲が険悪となり、2010（平成22）年5月6日、母が長女（当時3歳）を連れて自宅を出て別居状態となった。母は現在、実家近くのマンションで両親の援助を受けながら小学2年生になる長女と生活している。父は長女の監護者となるべく、2011（平成23）年に子の監護者指定および子の引き渡し申立事件並びにこれらを本案とする審判前の保全処分を申し立て、母も子の監護者の指定事件を申し立てた。家庭裁判所は2012（平成24）年2月28日長女の監護者を母と定め、父の申し立てを却下した。父は、その後二度に渡り子の監護者変更の申立をしたが、いずれも却下された。

2012（平成24）年、母は離婚および慰謝料の支払いと養育費の支払い、年金分割を求めた。また、親権者指定についても、自分を指定するべきと主張した。父は離婚請求を棄却し、予備的に親権者を自分に定めるべきと主張し、その場合の長女の引き渡しと母と長女の面会交流に関して年間100日に及ぶ面会交流の保証を申し出た。

判決は離婚を認めるとともに、親権者については、長女を連れ去ってから母親が約5年10カ月で6回程度の面会にしか応じず今後も月一回程度を希望するのに対し、父親は整った監護環境での監護の提示と共同養育計画案を提示し、母親と長女の年間100日の面会交流を認めたことにより、父親を親権者に指定することが相当であるとした。

【離婚等請求控訴事件】平成29年1月26日/東京高等裁判所判決/平成28年（ネ）2453号

*母と年間100日間面会させるとした父親を長女の親権者とした一審判決を変更して、主たる監護者

である母をその親権者に指定した事例 [判例時報社, 2017]。

父の意に反して母が長女を連れて別居した行為は、当時すでに婚姻は破綻し協議困難だった等の事情から、親権者指定の障害にはならないとした。

概要：原審では、父親の同意を求めることなく、長女を連れ出して以来約5年10カ月長女を監護し、その間父親とは6回程度の面会しか認めていなかった母親に対し、年間100回の面会交流計画案を提示した父親が親権者に認められた。これに対し、両親の離婚後の非監護者との面会交流だけで子の健全な生育や子の利益が確保されるわけではないとして、片道二時間半を年間100回往復するのは、長女の身体への負担のほか、学校行事への参加や学校や近所の友達との交流にも支障をきたす恐れがあるとして、必ずしも長女の利益にはならないとした。子の意思の確認についても、長女自身（平成28年当時小学3年生）の意向として母親と一緒に暮らすことを希望している。父母の面会交流についての意向が他の諸事情より重要性が高いともいえないとして、長女の監護状況も問題が無く、FPIC⁷⁾等第三者機関の支援の下で父親との月1回程度の面会交流も提案している母親を親権者相当と指定した。

また、無断での連れ去りについては、父親は当時業務多忙であり、監護を委ねることは困難であり、破綻的別居での協議も困難であった。また、その後の面会交流の制限も、面会交流時の映像を父親がマスメディアに提供したことを知り母親が衝撃を受けたことが原因であり、これをもって母親が親権者にふさわしくないと認められないとした。

【離婚等請求事件】平成29年7月12日/最高裁判所決定/平成29年(受)810号/不受理

*民訴法318条1項により受理すべきものとは認められないとして不受理となった⁸⁾。

この事件は、夫婦の離婚請求についての事件ではあるが、離別後の子どもとの面会交流を基盤にした共同養育のあり方をめぐり、子どもの親権者に対する司法判断へ焦点が当てられ、マスメディアの関心も大変高かった。

一審の千葉県松戸家裁での判決の特徴として、本来、面会交流は非親権者と子の間で実施されるものなので、親権者指定が前提であるにも関わらず、親権者の適格性を判定する前に、「面会交流寛容性の原則」（フレンドリーペアレントの重視）が適用され、面会交流の頻度で親権者の適格性を決めた点である。離別後の子の福祉に対する判断として、離別後の面会交流の影響が大きいとの判断がうかがえる。しかし、二審の東京高裁においては、長女の意向と、父親から提示された年間100日間の

7) FAMILY PROBLEMS INFORMATION CENTER (公益社団法人 家庭問題情報センター)。元家庭裁判所調査官たちが、経験と専門性を活用し、健全な家庭生活実現に向けての貢献することを目的に設立。裁判所からの依頼で子の監護に関する鑑定、面会交流援助、ハーグ条約に関する面会交流への援助などを行ったりしている [FPIC (家庭問題情報センター)、2017]。

8) 民事訴訟法第318条第1項 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

面会交流はかえって長女の負担になるとして「長女の利益を最も優先すれば妻を親権者とするのが相当」として「監護の継続性・安定性」を重く見た。子どもの利益に対する司法判断が割れたが、最高裁で不受理になっていることから明らかなように、東京高裁の判決は、従来の日本での子どもの監護に対する実務に従うものであり、監護の開始が相手方の承諾を得ていなくても、その具体的な経緯、子の年齢や意思等によっては、それだけでは直ちに法律や社会規範を無視するような態度で監護が開始されたとは言えない〔東京家事事件研究会、2015〕。母親が夫の言動に不信感や恐怖感を抱き子どもを連れて転居した後でも、一切の事情を考慮した結果、母による子連れ別居を違法としない例があるとして、今回の控訴審判決も、このような先例を踏まえ従前の経緯や態度を丁寧に検討して結論を導いており、常識的な判断であるとの指摘もある〔判例時報社、2017〕。

前述のように、2011（平成23）年の民法改正では、離別後の子との面会交流については「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」としている。千葉県松戸家裁の判決では、フレンドリーペアレントルールを取り入れた父親からの面会交流の頻度の多さが評価されている。しかし、東京高裁の判決では、父親から提示された年間100回の面会交流計画案は現実的でなく、子どもにとって却って身体的にも社会生活的にも負担であるとして、従来の「継続性の原則」に基づく親権者指定の判断であった。

日本の場合、子どもの利益として「監護の継続性・安定性」が重視されるが、その場合、先に子どもを連れ去った親の方が有利になるとの批判もありえ、両親の離別後の「子の利益」は誰の視点からなのかが問われる。

4. 日本における離別後の子どもの親権と共同養育をめぐる問題の所在

前節で取り上げた離別後の面会交流と親権者をめぐる裁判では、当初は子どもの権利条約9条の3項にある父母の離別後も児童が定期的に別に暮らす親とも直接接触することを維持する権利を強調する「面会交流寛容性の原則」（フレンドリーペアレントの重視）を前面に押し出した親が親権者に指定される判決がなされ、日本のこれまでの判例からすると異例の判決で世間の耳目を集めた。

しかし、二審の高裁判決では、面会交流についての意向が他の諸事情より重要性が高いともいえないとし、頻繁な面会交流計画案を必ずしも子の健全な成育にとって利益になるとは限らないとして、従来の判決同様、子の「監護の継続性・安定性」を重視した。さらに、本判決では、母親が父親に無断で連れ去ったことに対しても、仕事で忙しい父親に子どもを委ねることは困難であり、監護の協議も困難だったと認めており、「国外への子連れ別居を原則認めず、速やかな従前国への返還を求めるハーグ条約の考え方を国内事案に適用すべきではない、という考え方を本判決は前提としている」ともできる〔判例時報社、2017、80-81〕。

今回の判決から、本稿の目的である日本での離別後の親権と共同養育の在り方について検討するという視点からの課題提議として次の3点を取り上げたい。まず1点目として、一審における「面会交流寛容性の原則」（フレンドリーペアレント）の重視と二審「監護の継続性・安定性」のどちらの司

法判断が、子どもの権利条約が反映された 2011 (平成 23) 年改正民法第 766 条第 1 項にある離別後の監護についての「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」にそった判決であるのかということである。最高裁が民事訴訟法 318 条 1 項により不受理であることから、二審の東京高裁判決である父母の面会交流についての意向が他の諸事情より重要性が高いともいえないという判断は従来の判例、つまりハーグ条約加盟および子どもの権利条約にそった改正民法施行の 2012 (平成 24) 年 4 月以前からの判決に従うものであり、改正民法後での「子の利益」が考慮された離別後の親権と子どもの両親による共同養育について、現時点での日本の司法判断であるということになる。

2 点目として、今回の離婚請求等事件では母親による父親に無断での子どもの連れ去りを必ずしも悪いとはしない日本国内での最終的な司法判断と、ハーグ条約下では日本国への子どもの連れ去りに対し国外から日本の外務大臣へ子の返還についての援助申請、あるいは裁判所に対する子の返還の申し立てが行われた際には、原則子どもの常居住国への返還が求められ、返還後に子どもの常居住国において子どもの育つ環境についての十分な審議が行われるという前提との捉え方の差である⁹⁾。

共同親権・共同養育が「子どもの最善の利益」とする考え方では、子の身に危険が及ばない限りは面会交流などの両親による共同養育が基本である。「子の利益」についての判断基準が、先の裁判事例での高裁判決に示された司法判断とハーグ条約での捉え方が異なっている。仕事で忙しい父親の元から母親が無断で子どもを連れ去るのは妥当とする判決は、「母親優先の原則」が司法判断で用いられることが少なくなったとはいえ、子どもの「監護の継続性・安定性」を重視する場合には結果的に下されやすい判断である。

特に日本の社会は、性別役割分業を前提として家族によって高齢者や子どもなど弱者のケアが担われる家族主義型福祉国家である [Andersen、1997]。子育ては未だ主に母親に委ねられており、子どもの「監護の継続性・安定性」が重視される場合、結果的に母子一体的な考え方が支持されやすくなる。先の裁判事例では、子どもを連れ去られた父親は翌年から子の監護者になろうと家事事件を 2 度試みたが、結果的に司法判断では認められなかった。子と父親との分離は、高裁判決までに 6 年間以上、最高裁の判決までに 7 年間以上が経過しており、結果的に子の「監護の継続性」では母親が有利となった。

3 点目は当事者性である。本来、両親が離別後の子どもと両親との交流は、離別後も両親から愛され育つ権利を子どもが持つ権利として、子どもの権利条約に示されたものである。子どもの権利条約では先に示したように、第 12 条第 1 項で子どもの自己の意思の表明権は守られているが、日本の改正後の民法にはまだ記載がなく、家事事件手続法 152 条第 2 項において子が 15 歳以上の場合には子の陳述を聞かなければならないとある。この事例では、東京高裁では子どもの意思として母親との同居希望が確認されている。但し、両親が 6 年以上別居の後なので、長期に渡る母親との生活の影響は大きいと考えられ、通常ある程度の期間が必要となる司法的解決では、当初の無断での子の連れ去りがその親にとって有利になる。また、父親から提案された自分が親権者になった場合の母親との年間 100 回の面会交流計画案提出も同様である。本来、監護や共同養育の在り方については、子の生活を

9) 日本の裁判所が返還を認めない場合の返還拒否事由については脚注 5) を参照。

第一に考えるべきものであるが、子の心身への負担や学校生活への支障が危惧されるような頻度である。もっとも電話やメールなどを含めての面会交流頻度を意味しているのであれば、この限りではないが、今回の判決文では記されていないので、父親の意図は分からない。いずれにしても、この事例では、子どもの利益としての別居後の監護の在り方や、離別後の親権者の指定、面会交流などの共同養育案が、当事者の子どもの意思が反映されにくく、同様に離婚当事者である両親の思惑で進んでおり、子どもを独立の人格として捉える視点が弱いことが危惧される。父母と子どもという三者の当事者の利害が対立しているが、その中で一番立場の弱くなる子ども、特に小さい子どもの意思の確認方法が課題である。

日本における離別後の子どもの親権と共同養育をめぐる課題をまとめると次の点があげられる。未成年子を持つ夫婦の離婚に際し、現状として日本の国内でダブル・スタンダードが存在する。国内での離婚に適用される単独親権制とハーグ条約下において国外での共同親権制での離婚に対し適用される共同親権制の二種類の対応ルールである。さらに、子の連れ去りは速やかに返還するというハーグ条約での国外への対処と、一方的に子どもを連れ去っても国内事案では認められる余地があるということの2重のダブル・スタンダードが存在しており、当事者は混乱しやすい状況だろう。

また、離別後の監護の協議に対し、ハーグ条約での「子どもの最善の利益」という観点を明文化した改正民法において、離別後の監護の協議の際に何が「子の利益」となるのか、判断基準の問題である。「両親との面会交流寛容性の原則」（フレンドリーペアレント）なのか、子の「監護の継続性・安定性」なのか、または双方があり得たとしても「子の利益」が確保される方法が確立出来ていない問題なのか。

国際的には共同親権を取り入れる国は増えてきており、子どもの権利条約にある共同養育が「子どもの最善の利益」であるという考え方が趨勢である。最後に、世界に先駆けて子どもの権利条約に署名し「子どもの最善の利益」が取り入れられ、共同親権が積極的に実践されているスウェーデンと、日本と同じく家族主義福祉国家で共同親権制と選択肢として取り入れている東アジアの国々との比較から、離別後の親権や共同養育における福祉国家体制の影響を考える。

5. 福祉国家の体制と離別後の共同養育

スウェーデンは児童福祉領域において「子どもの最善の利益」の概念を世界に先駆けて導入している。「子どもの権利条約」の策定過程にも関与し、国連で条約が採択された翌年の1990年には批准している。その後も、子どもに関する法律や政策を「子どもの権利条約」の遵守や「子どもの最善の利益」の観点から改正・変更が進められた。特に、離別後の共同養育については、「子どもの権利条約」批准以前から親子法の第6章において子どもの権利として明確に位置付けられており、条約批以降も数回にわたり改正が行われている¹⁰⁾ [善積京子、2013]。

10) スウェーデンでは、婚外子と婚内子に関する法律およびおその他の子どもの関する法律が統合され、1950

現在、スウェーデンでは共同養育が原則とされ、離別後も法律婚カップル、事実婚カップルの9割以上が共同養育となっている。前節まで、日本の裁判所での家事事件の過程を通じ、「子どもの最善の利益」が離別後の親権者指定においてどのように反映されるのか、子どもの権利条約が反映された改正民法下での司法判断を辿ってきた。しかし、スウェーデンでは子どもの権利条約における「子どもの最善の利益」の在り方として、よほどの深刻な理由がない限り、離別後の共同養育の判決が主流である。地方裁判所の養育訴訟の判決事例の中には、父親から母親への暴力があるDV事例においても、刑事裁判で認定されない限り、養育裁判では父親の母親への暴力は検討されず、むしろ離別後もできるだけ父子関係を親密に維持することが「子どもの最善の利益」と受け止められている。養育規定上からも、子どもと同居中の母親には子どもを父親と合わせる義務が課せられる〔善積京子、2013〕。

裁判所に提出される調査報告書や裁判の判決理由に子どもの意向が記載されている事例は約2割にとどまる。「子どもの意思」の把握は、子どもの年齢や成熟度により判断が難しいことに加え、家族法律事務所の限られた調査報告では、親の影響もはかりにくく、さらに子どもは出来るだけ別居親と面会したほうが良いという価値観の前提の問題がある〔山西裕美、2014〕。

ストックホルム大学法学科シラツキー教授によって以下の問題点が挙げられている。1) 共同養育が原則とされているため、単独親権を請求する基準が曖昧になり、DV被害での離婚ケースにおける共同養育に影響を残している。2) 子どもの意思を尊重することは、親からの圧力による子どもの親への気遣いなど、かえって子どもを親のトラブルに巻き込んでしまうことである。3) 共同養育のもとでは、実際の養育権の行使が、子どもと実際に接触のない別居親であっても養育権者としてのすべての権利と義務に関与するため、別居親はその意向に左右されやすくなる〔善積京子、2013〕。

このようなスウェーデンで先行している共同養育の実際について訴訟概要131事例を見ていくと、実際には親の権利の視点から論じられていることも多い〔善積京子、2013〕。幼い子ども自身が訴訟を起こせないという限界もあり、「子どもの最善の利益」の名のもとに、実際に訴訟の場で論じられている内容が本当に子どもにとって最善のことであるのか、我々は慎重でなくてはならない。離別後の共同養育をめぐるこれらの訴訟事例からは、どこまで共同養育が可能なのか課題が垣間見える。「子どもの最善の利益」についての理念と社会全体の価値観、個別の親子の置かれた状況、それぞれの判断基準が異なる場合、どこに判断軸を置いて判決が下されるのか、DV事例からも疑問が残る〔山西裕美、2014〕。

このように離別後の共同親権について40年以上に渡り法改正を繰り返してきたスウェーデンでもその実施においては、課題が残されている。しかし、日本と同様、東アジアの家族主義福祉国家である韓国や台湾においても、既に離別後に共同親権制度が取り入れられている〔黄淨愉、2014〕〔金亮完、2014〕。

年に「親子法」が誕生した。以降、離別後の共同養育については、この親子法において改正が重ねられてきた。なお、同棲(サムボ)による事実婚の多いスウェーデンでは、法律婚、同棲のいずれの場合も離別後に共同養育権を得ることができる。

筆者が行った韓国や台湾での調査研究の詳しい内容の記述は別稿に譲るが、両国での調査を通じて離別後の親権についての課題としてここでは以下の2点を挙げる。1点目は司法制度的課題である。裁判所での専門的な知識として共同養育が判断されても、当事者である子どもの意思がほとんど反映されないケースや、両親が共同養育について調停前にビデオ教育を受けても、そのあとの調停員の考え方が従来の性別役割分業的な家族観で結果的に監護について決まった内容が共同養育と矛盾したケースが見られた。また、養育費などの決まった共同養育内容を強制的に実行させる手段が欠如しているため、結局別居親からの養育援助を諦めざる負えないこと。2点目は必ずしも子どもの最善の利益にならないことである。子どものためと思って共同親権を選択しても、離別後父親が再婚して連絡が取れなくなり、子どもの生活や人生における様々な好機に別居親の承認を得ることができず、結果的に支障をきたすことがある。その場合、子どもには、かえって父親からの見捨てられ観を強く抱かせる結果になってしまうケースもあった¹¹⁾。

「離婚に至る過程、父母の関係性、親自身の離婚からの立ち直り、子ども自身の親への思い等は多様であり、離婚後の面会交流から生じる問題も多様である。子は父母の別居・離婚に関わらず、父母と交流し父母の養育を受ける権利があり、父母もまた親としての責任がある。この法理をいかに個別の事例に対応させていくかが問われている」〔二宮周平、2013、55〕。面会交流の法理に対し、その実施にはDVや児童虐待などに対するリスク管理の問題や、父母間の葛藤の問題が面会交流実施への大きな障害となっている。「面会交流の実現が困難な場合の解決を当事者に任せるのではなく、相談機関を含む社会的な支援体制を構築すべきである」ことや、また親教育の必要性について「協議離婚の場合、家裁で親教育をした上で、この養育や面会交流の合意内容について家裁の確認を要件とする」との提議もある〔二宮周平、2013、69〕。

日本同様に家族主義型の福祉国家である韓国や台湾での共同親権選択下の、あるいは単独親権選択であっても、離別後の共同養育における双方の親の戸惑いや葛藤、またそれぞれの子の祖父母を巻き込んだ奪い合いが共同養育実施の大きな問題となっていたケースもあった。福祉国家の体制として、家族に子どものケアなど福祉的課題への責任を委ねたまま、グローバルな法理念を国家が導入したことから発生している問題であるとも考えられる。北欧など社会民主主義という、福祉の「脱家族化」がある程度進んでおり、さらに進めつつある福祉国家体制の国で先行する法理念や司法の仕組みを参考にしながらも、自国に対して福祉は「家族化」のままであることが当事者家族に葛藤やトラブルを引き起こしている一因になっている。

フィンランドとスウェーデンでは、子の監護や面会交流での紛争事例に対し、司法や福祉や医療の専門家との連携が積極的であり、北欧諸国では福祉国家の特徴として、福祉セクターの人的リソース（ソーシャルワーカー等）の専門性が高いことも、司法との連携が進んでいる要因である。「きわめて高葛藤でなくとも、面会交流をめぐる親たちの紛争は絶えない。安全の確保と面会交流を両立させる

11) 韓国はソウル市で2016年12月に、台湾は台北市にて2017年1月にインタビュー調査を行った。ほかにも様々なケースがあったが、スペースと本稿の目的の関係から、これらの両市におけるフィールドワークの調査結果の分析は、別稿に譲り本稿では割愛する。

には多大な人的・社会的リソースが不可欠である」と個別家族間での解決ではなく、社会的サポート体制の充実と家族への援助が必要であることが指摘されている [高橋睦子、2013、66]。

両親の離別後も子どもが両親と一緒に過ごす時間の確保と親に愛されていることを実感しながら育つことは、「子どもの最善の利益」として子どもの健全な発達や成長には望まれることである。しかし、導かれるべきことは、子どもにとっての「子どもの最善の利益」であって、双方の親の利害や都合によるものであっては決してならない。

日本では、1980年代前後より、「日本型福祉社会の創造」が目指され、自立自助や家族や地域での相互扶助が強調された。家族のことは家族で解決することが政策的にも求められてきたため、今でも離婚に際して家族外にSOSが出しにくい。しかも、ほとんどの人にとって、離婚は初めての経験であり、未成年子を伴う離婚に際して必要な、子どもの権利条約やそれに準じた国内法改正などの実情など、国内でも必要になってきた知識や配慮などに対する心構えが整わない。

さらに、夫婦関係や親子関係など個別の家族問題や様々な葛藤を抱えているにもかかわらず、共同養育は「子どもの最善の利益」という世界的に趨勢な法理念を押し付けることにもなりかねず、このような立場に置かれた当事者は「科学に基づく決定に異議を唱えることは不可能であるかのごとき状況」[小林傳司、2017、1]に戸惑いを感じる。司法科学的知識による専門家からの一方通行的な伝達システムや支援する社会資源の不足といった当事者を取り囲む社会構造上の問題がある。

一般市民の理解の欠如を非難する「欠如モデル」ではなく、専門家の介入による当事者に対する十分なコミュニケーションやそれを通じた対象者による十分な理解と、裁判所や弁護士など司法の専門家に対し当事者である親や子どもに対する要望や権利のアドボケートの仕組みも不可欠であろう。専門家による科学知の一方的押し付けではなく、問題に直面した当事者が主権者であることを前提として、親子が納得のいく判断にたどり着けるような支援体制こそ求められる。

謝辞等

*この研究は 文部科学省日本学術振興会科学研究補助金 基盤研究c 課題 No.26380732 の交付を受けている。なお、日本国内外での調査研究については、筆者所属大学である熊本学園大学の倫理調査審査会の審査においてそれぞれ申請し、承認を受けての実施である(承認日付:日本2016/7/13、韓国&台湾同年9/30)。

*日本での調査研究は熊本市を始め、市内福祉施設等にご協力いただき実施できた。また、韓国ソウル市での調査研究は延世大学神学部相談コーチング支援センターのクォン・ス・ヨン(권수영)教授並びに韓国ひとり親団体 Korea Association of Single Parent Family (사단법인 한국한부모가정사랑회) ファン・ウン・スク(황은숙)会長の協力を得た。台湾台北市での調査研究では、台湾慈濟大学コミュニケーション学部周典芳准教授及び台北市のYWCAなどに協力いただいた。この場をお借りして感謝申し上げたい。

参 照 文 献

- Andersen E. G. (1997). 'Hybrid or Unique? The Distinctiveness of the Japanese Welfare State'. *Journal of European Social Policy*, Volume 7 Number 3, pp.179-189.
- FPIC (家庭問題情報センター). (2017年11月6日). 公益社団法人 家庭問題情報センター. 参照先: FPIC 設立の理念: <http://www1.odn.ne.jp/fpic/>
- 黄 淨愉. (2014). アジア法: 台湾. 床谷文雄・本山 敦編著, 親権法の比較研究, 326-345. 日本評論社.
- 外務省. (2017/10/31 現在). ハーグ条約 (国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page_22_000843.html.
- 金 亮完. (2014). アジア法: 韓国. 床谷文雄・本山 敦著, 親権法の比較研究, 346-372. 日本評論社.
- 厚生労働省. (2015). 離婚前の子どもの養育に関する取り決めに促すための効果的な取組に関する調査研究事業報告書.
- 厚生労働省. (2017年11月7日). 国民生活基礎調査. 参照先: 平成28年 国民生活基礎調査の概況: http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa_16/index.html
- 厚生労働省. (2017). 平成29年 我が国の人口動態.
- 高橋睦子. (2013). 面会交流と子どもの最善の利益. *法律時報* 85-4, 通巻1058号, 63-66.
- 裁判所. 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 (平成29年7月21日公表). 参照先: <http://www.courts.go.jp>
- 榊原富士子・池田清貴. (2017). 親権と子ども. 岩波書店.
- 山西裕美. (2014). 書評: 善積京子著「離別と共同養育—スウェーデンの養育訴訟にみる『子どもの最善』」(世界思想社, 2013年). *関西社会学会編『ソシオロジ』*, Vol.58-3, 116-120.
- 山西裕美, 伊藤良高, 出川聖尚子. (2013). 地方都市の中学生の子を持つひとり親家庭の福祉課題—ひとり親家庭の母子家庭における親子関係を規定する要因分析結果より. *熊本学園大学附属社会福祉研究所 社会福祉研究所報 vol.41*, 37-59.
- 山西裕美, 伊藤良高, 出川聖尚子. (2012). 熊本市のひとり親家庭の現状と課題についての一考察-中学生の子を持つ母子家庭を中心に. *熊本学園大学附属社会福祉研究所 社会福祉研究所報 vol.40*, 111-134, .
- 小林傳司. (2017年11月6日). 社会の中の科学知とコミュニケーション. 参照先: 社会の中の科学知とコミュニケーション: http://pssj.info/program/program_data/42/WS/kobayashi.pdf
- 善積京子. (2013). 離別と共同養育—スウェーデンの養育訴訟にみる「子どもの最善」. 世界思想社.
- 東京家事事件研究会. (2015). 家事事件・人事訴訟事件の実務-家事事件手続法の趣旨を踏まえて. 法曹会.
- 二宮周平. (2013). 望まれる法システム. *法律時報* 85-4, 通巻1058号, 69.
- 二宮周平. (2013). 離婚後の面会交流. *法律時報* 85-4, 通巻1058号, 55.
- 判例時報社. (2016). 判例時報2309号.
- 判例時報社. (2017). 判例時報2325号.